

第8次宮城県地域医療計画（献血部分抜粋）（案）

1 概要

医療計画は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により、厚生労働大臣が定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るために、都道府県ごとに定める計画である。

現行の第7次宮城県地域医療計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間の計画期間としていることから、現在、保健福祉部医療政策課を中心に、令和6年度から始まる第8次宮城県地域医療計画の策定作業を行っている。

令和5年12月に中間案を策定・公表しており、令和6年2月上旬頃、最終案を公表する予定である。

2 第8次宮城県地域医療計画（献血部分抜粋）（案）

第8次宮城県地域医療計画（献血部分抜粋）（案）は以下のとおり。

【第8次宮城県地域医療計画（献血部分抜粋）】

第 8 編

保健医療サービスの充実・強化

- 第1節 医療安全対策
- 第2節 健康危機管理対策
- 第3節 医薬品提供体制
- 第4節 血液確保及び臓器移植等対策

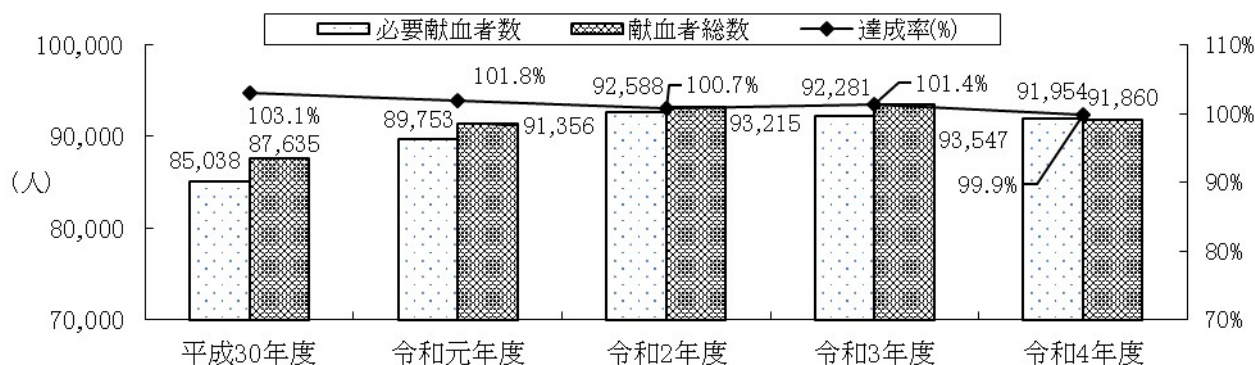
第4節 血液確保及び臓器移植等対策

現状と課題

1 血液の確保

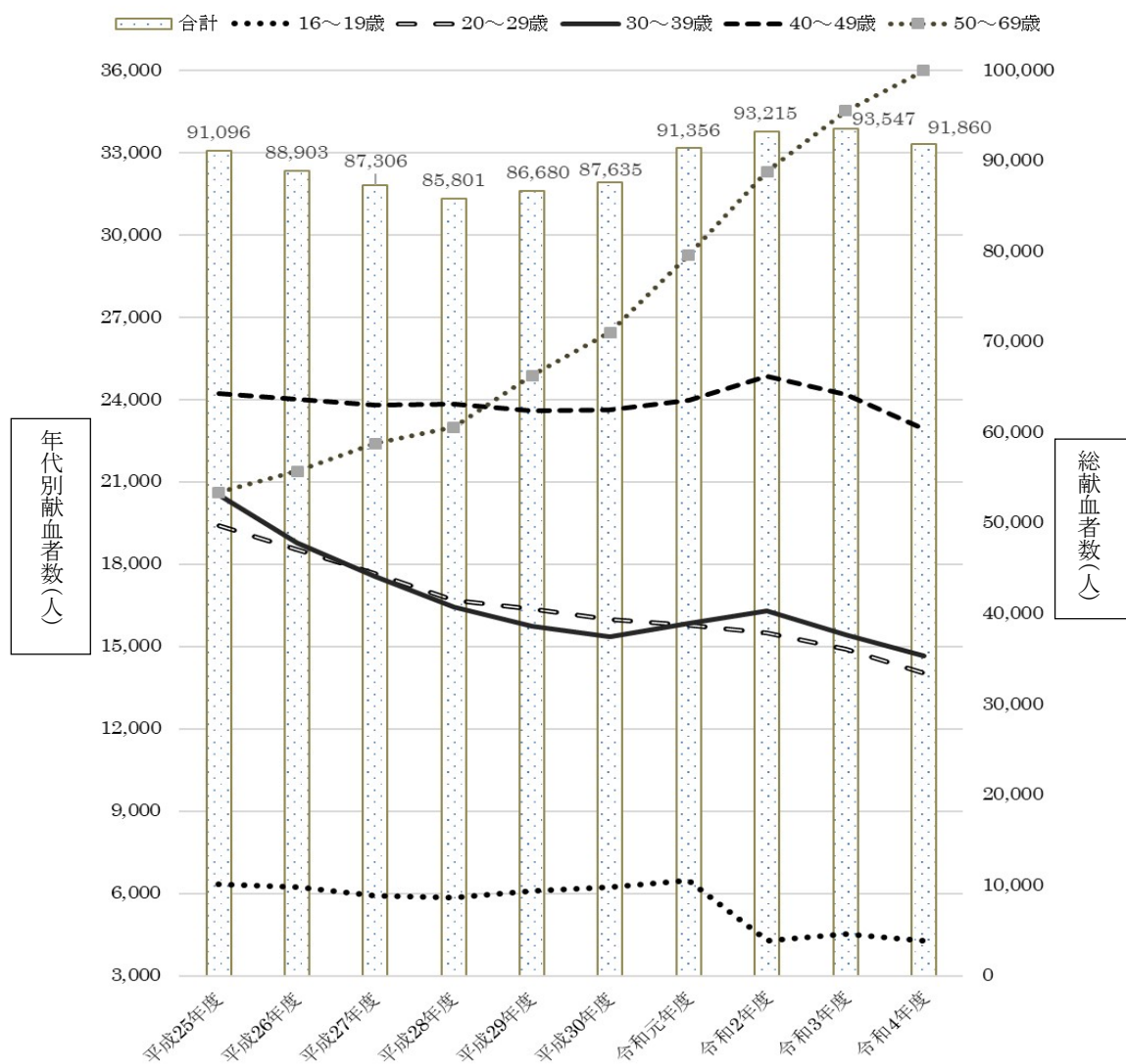
- 血液は「人工的に作ることができず、長期保存ができないこと」、「一人当たりの献血の回数・量には制限があること」から、多くの方々による定期的な善意の献血によって血液事業は支えられています。
- 血液製剤の「安全性の向上」と「安定供給の確保」を目的として、日本赤十字社は全国を7つのブロックに分けた広域的な運営体制としています。宮城県は東北ブロック最大の生産年齢人口を有するため、より多くの全血献血を確保するよう計画されています。また、血液製剤の製造所である東北ブロック血液センターが宮城県に所在するため、新鮮凍結血漿製剤の原料となる血漿成分献血や輸血用血小板製剤の原料となる血小板成分献血を、より多く確保するよう計画されています。
- 宮城県の献血協力者数の変化を見ると平成30（2018）年度の献血協力者が87,635人であったのに対し、令和4（2023）年度の献血協力者数は、91,860人と増加しています（【図表8-4-1】参照）が、全国的に見ると令和4（2022）年度の宮城県の献血率（総献血者数/人口）は3.99%と全国23位でほぼ全国平均（3.97%）と同等となっています。
- 近年、全国的に見て、献血量と献血協力者数は増加傾向にあります。全献血協力者に占める若い世代の割合は減少しています。宮城県も例外ではなく、令和4（2022）年度にあっては40歳以上の献血者が全体の6割を占めており、50代、60代の献血者の占める割合が増加しています（【図表8-4-2】参照）。少子化で献血可能人口が減少している中、将来にわたり安定的に血液を確保するため、若年層に対する献血の普及推進が課題となっています。
- 宮城県の10～30代の献血者は減少しており、高校生の献血者については、平成25（2013）年度には高校生全体の4.4%でしたが、令和4（2022）年度には3.7%となっています。宮城県赤十字血液センターでは、令和元（2019）年度に宮城県内94の高校のうち27校に献血バスを配車しましたが、令和4（2022）年度には95校中13校に減少しました。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、企業や団体からの献血バスの受入中止が続きましたが、安全・安心な献血環境の保持と献血者への感染防止対策を講ずるとともに、企業や高校訪問等により献血協力を呼びかける取組を行っています。

【図表8-4-1】年度別献血者数の推移



出典：令和4年度「宮城県の献血」

【図表8-4-2】年度別・年代別献血者数の推移

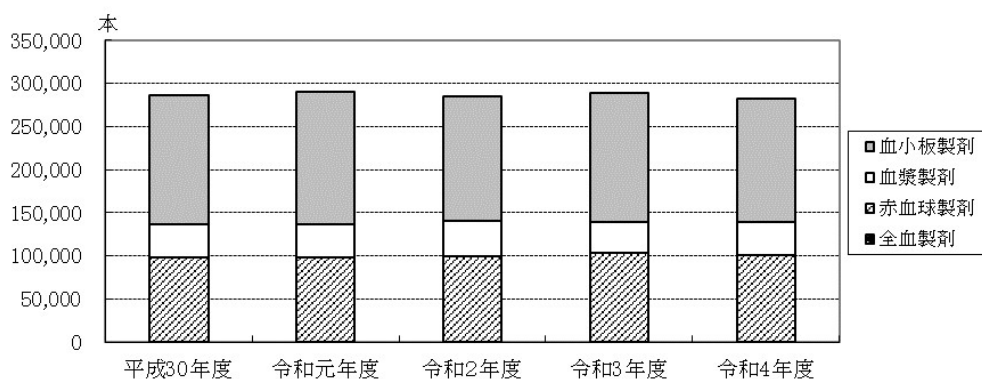


出典：令和4年度「宮城県の献血」

2 宮城県における血液製剤の使用量

- 令和4（2022）年度における県内の血液製剤供給数は、赤血球製剤が101,192本、血漿製剤が37,565本、血小板製剤が143,927本となっており、近年の推移は横ばいとなっています。

【図表8-4-3】年度別県内血液製剤供給状況の推移



出典：令和4年度「宮城県の献血」

- 血液製剤は、人体から採取された血液を原料とするという性質上、有限で貴重なものであると同時に、血液を介して感染する病原体（ウイルス等）が混入するリスクを完全には排除できないという特徴があるため、その適正使用を推進することが課題となっています。
- 平成19（2007）年3月に、県内の医療機関、宮城県赤十字血液センター及び県をメンバーとした「宮城県合同輸血療法委員会」が発足しました。
- 宮城県合同輸血療法委員会では、医療機関ごとの血液製剤使用量を調査するとともに、厚生労働省が策定した「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」に基づく、血液製剤の適正使用を推進しています。
- 県は、血液製剤を使用する医療機関の医療従事者を対象として「血液製剤使用適正化説明会」を開催し、血液製剤の適正使用を推進しています。

取り組むべき施策

1 血液確保の推進

- 都道府県は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（血液法）に基づき、献血の推進について献血推進計画を毎年度策定し、それぞれの計画に沿って献血推進を実施することとされています。宮城県では、知事の諮問に応じ、献血に関する重要事項を審議する宮城県献血推進協議会を設置しており、次年度の献血計画策定のための審議を行っています。

（1）若年者献血の推進

- 令和3（2021）年度に厚生労働省が設定した「献血推進2025」の達成目標に向けて、若年層の献血者数の増加を図ります。
- 県、市町村及び宮城県赤十字血液センターが連携し、高等学校への働きかけを一層強化することにより、献血セミナーや献血バスの受入れに係る理解を促進し、若年層の献血協力者の増加及び安定的な献血者の確保を図ります。
- 「献血アニメむすび丸」等の宮城県にゆかりのあるキャラクターを活用した効果的な広報を実施します。
- 多くの若年層が関心を寄せる宮城県にゆかりのある団体と共同で、献血推進キャンペーンを実施します。献血への理解を深めてもらうことにより、初めての献血を安心して行っていただくため、動画配信サイトでの動画広告表示などの情報発信を行います。

（2）企業等における献血協力の推進

- 県、市町村及び宮城県赤十字血液センターが連携し企業訪問等を実施することにより、献血バス受入れや組織的な献血協力依頼を実施し、安定的な献血者の確保を図ります。

（3）県民に対する献血協力の推進

- 「愛の血液助け合い運動」や「はたちの献血」等のキャンペーンを活用して、県民に献血への参加を呼びかけます。
- 献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の活用を促すなど、献血を体験した方が、長期にわたり複数回献血に協力してもらえるような普及啓発、環境整備に取り組みます。
- 200回献血達成者や、長年献血に協力した団体等に対する県知事表彰を行います。

2 医療現場における血液製剤使用適正化の推進

（1）宮城県合同輸血療法委員会の開催

- 宮城県における医療機関の血液製剤使用実態を調査し、血液製剤の適正使用を推進します。

(2) 血液製剤使用適正化説明会の開催

- 血液製剤を使用する医療機関の医療従事者を対象とした説明会を開催し、血液製剤の適正使用を推進します。

数値目標

指標	現況 (2022年度)	2029年度末	出典
若年層(10代) の献血率	5.4%	2029年度国の目標値	「令和4年血液事業統計資料～血液事業の現状～」(日本赤十字社)、「献血推進2025」(厚生労働省)(2025年度 6.6%)
若年層(20代) の献血率	6.4%	2029年度国の目標値	「令和4年血液事業統計資料～血液事業の現状～」(日本赤十字社)、「献血推進2025」(厚生労働省)(2025年度 6.8%)
若年層(30代) の献血率	5.7%	2029年度国の目標値	「令和4年血液事業統計資料～血液事業の現状～」(日本赤十字社)、「献血推進2025」(厚生労働省)(2025年度 6.6%)